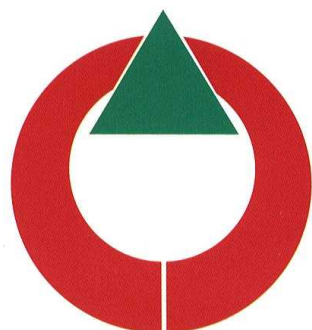


第5期士幌町行政改革推進大綱



平成27年3月

I 総論

1. 行政改革大綱に基づく取り組み

士幌町では、2次に渡る行政改革大綱及び4期に渡る行政改革推進大綱、行政改革推進計画を策定し、社会経済情勢に応じた課題や取り組む重点事項を掲げ、改革の推進を図ってきました。

また、平成16年6月、任意合併協議会の解散後に単独自立を目指し「自主自立プラン」を策定し、総合的な改革に努めてきました。

《過去の行政改革》

第1次大綱	国の「地方公共団体における行政改革推進の方針(地方行政改革大綱)の策定について」(昭和60年1月)に呼応して策定
士幌町	
行政改革大綱	
昭和60年策定	

第2次大綱	国の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針の策定について」(平成9年11月)に呼応して策定
士幌町	
行政改革大綱	
平成11年7月策定	

第1期大綱	本格的な大綱・推進計画が始まる 推進期間 平成15年度～平成17年度 ◎重点事項
士幌町	
行政改革推進大綱	
行政改革推進計画 平成14年12月策定	

1. 事務事業の見直し
2. 時代に即応した組織・機構の見直し
3. 定員管理と給与の適正化の推進
4. 効果的な行政運営に向けた職員の能力開発の推進
5. 行政の情報化の推進と行政サービスの向上
6. 行政の公正の確保と透明性の向上
7. 公平で効率的な運営

第2期大綱	第1期大綱及び推進計画の改定及び見直し
士幌町	推進期間 平成18年度～平成20年度
行政改革推進大綱	◎重点事項
行政改革推進計画	1. 事務事業の見直し
平成17年11月策定	2. 広域行政の推進
	3. 時代に即応した組織・機構の見直し
	4. 定員管理と給与の適正化の推進
	5. 効果的な行政運営に向けた職員の能力開発の推進
	6. 情報の共有による協働のまちづくりと行政サービスの向上
	7. 公平で効率的な運営

第3期大綱	第2期大綱及び推進計画の改定及び見直し
士幌町	推進期間 平成21年度～平成23年度
行政改革推進大綱	◎重点事項
行政改革推進計画	1. 事務事業の見直し
平成21年2月策定	2. 広域行政の推進
	3. 時代に即応した組織・機構の見直し
	4. 定員管理と給与の適正化の推進
	5. 効果的な行政運営に向けた職員の能力開発の推進
	6. 情報の共有による協働のまちづくりと行政サービスの向上
	7. 公平で効率的な運営

第4期大綱	第3期大綱及び推進計画の改定及び見直し
士幌町	推進期間 平成24年度～平成26年度
行政改革推進大綱	◎重点事項
行政改革推進計画	1. 事務事業の見直し
平成24年3月策定	2. 広域行政の推進
	3. 時代に即応した組織・機構の見直し
	4. 定員管理と給与の適正化の推進
	5. 効果的な行政運営に向けた職員の能力開発の推進
	6. 情報の共有による協働のまちづくりと行政サービスの向上
	7. 公平で効率的な運営

2. 行政改革の目的

(1) 土幌町を取り巻く社会背景

本町の平成 22 年国勢調査における人口は 6,416 人、うち 65 歳以上の高齢者の人口割合が 27.0%、10～14 歳の子どもの人口が 14.2%となっており、平成 7 年の数値と比較すると、人口が減少するとともに確実に少子化、高齢化が進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所がまとめた将来人口の推計結果では、2040 年の人口が 4,375 人、65 歳以上の人口割合が 43.9%、0～14 歳の人口割合が 9.2%という数値が出ており、今後においても人口減少と少子化、高齢化がより一層進んでいくことが推測されます。

人口構造の変化は、多方面に影響があり、高齢者人口の増加は、医療・福祉をはじめとする社会保障費の増大要因となり、生産人口の減少は、税収等の減少要因となります。本町の歳出決算の状況を見ると扶助費が増加傾向となっています。扶助費は、人件費や公債費と同様に義務的経費と言われ、増大すると財政の硬直化を招き、必要な行政サービスができなくなることも考えられます。少子高齢化の進展により、新たな視点での行政運営が求められ、サービスの質を落とすことなく、常に施策や事務事業を精査し、歳入に見合った行政運営を行っていくことが必要となります。

(2) 行政改革の目的と必要性

地方自治法により地方公共団体は「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定められています。行政改革とは、その実現のために社会情勢や地域の実情を踏まえ、行政に寄せられる期待や責務を認識し、高い効率性や確実な成果を追求して、自らを改善・改革していく取り組みです。

前述のとおり、土幌町が置かれている状況は厳しく、税等の歳入は減少傾向となる一方、社会保障費等硬直性の高い費用の増大が見込まれます。

そのような中で、安定した財政基盤を維持し、効率的・効果的な行財政運営を図るためには、町税等の収入の確保はもとより、住民負担の公平性の確保と受益者の適正な負担割合の検討や事務・事業経費の見直しを図るなど継続的な行政改革の取り組みが必要です。

また、経費節減を中心とした取り組みだけでなく、効率的かつ質の高い行政運営に取り組むとともに、多様化する住民ニーズへの対応や新たな行政課題に対処できる人材の育成、行政サービス等の向上を主眼とした取り組みが必要です。

■人口構成比					
区分	人口	0～14歳 (子ども)	15～29歳 (若年者)	30～64歳	65歳以上 (高齢者)
平成 7 年国勢調査	7,010人	18.6%	16.0%	46.4%	19.0%
平成 1 2 年国勢調査	6,839人	15.4%	16.1%	45.8%	22.5%
平成 1 7 年国勢調査	6,755人	13.9%	14.9%	46.1%	25.1%
平成 2 2 年国勢調査	6,416人	14.2%	12.0%	46.8%	27.0%
2 0 4 0 年推計値※	4,375人	9.2%	9.6%	37.3%	43.9%

※国立社会保障・人口問題研究所の推計

■歳出決算状況の推移（普通会計）						単位：千円
区 分		平成7年度 決算額	平成12年度 決算額	平成17年度 決算額	平成22年度 決算額	平成25年度 決算額
消費的経費	人件費	1,598,116 15.2%	1,482,173 13.6%	1,349,845 20.5%	1,273,300 18.4%	1,286,126 17.8%
	物件費	719,138 6.8%	750,576 6.8%	690,947 10.5%	808,521 11.6%	817,566 11.3%
	扶助費	319,917 3.0%	131,832 1.2%	251,117 3.8%	343,924 5.0%	370,730 5.1%
	補助費	910,917 8.6%	911,203 8.3%	768,965 11.6%	1,022,724 14.7%	905,535 12.5%
	維持補修費	68,479 0.6%	103,895 0.9%	73,536 1.1%	76,696 1.1%	83,830 1.2%
		3,616,567 34.2%	3,379,679 30.8%	3,134,410 47.5%	3,525,165 50.8%	3,463,787 47.9%
投資的経費		4,135,248 39.2%	4,681,223 42.6%	1,772,233 26.8%	1,538,700 22.2%	1,907,425 26.3%
その他の経費		2,805,460 26.6%	2,919,472 26.6%	1,699,520 25.7%	1,876,804 27.0%	1,870,053 25.8%
	うち公債費	1,433,561 13.6%	1,386,345 12.6%	1,118,229 16.9%	1,088,379 15.7%	863,983 11.9%
歳出総額		10,557,275 100.0%	10,980,374 100.0%	6,606,163 100.0%	6,940,669 100.0%	7,241,265 100.0%

II 行政改革推進の重点事項

重点事項は、前行政改革推進大綱の7つの分野から今回の策定にあたっては、前大綱の趣旨を継承しつつ、4つの分野に取りまとめ、推進計画に位置づけます。

各分野における推進計画は、具体的な取り組みの進行管理を実施し、進捗状況に合わせて必要に応じ見直しを行い、実効性の高い行政改革を推進します。

重点事項1 「効率的・効果的な行財政運営の確立」

厳しい財政状況、地方分権の進展等、社会情勢を踏まえ、施策・事務事業の点検を行い、効率化・重点化を図ります。町財政の安定と住民負担の公平性等を確保するため、町税等の収納率向上、受益者負担の原則に基づく使用料等の適正化に努めるとともに、遊休町有財産の有効活用、ふるさと納税の推進を図り、自主財源の確保に努めます。

【取組項目】

- | | |
|---------------|---------------|
| ◇事務事業の見直し | ◇事務管理経費の削減 |
| ◇普通建設事業の抑制 | ◇町有財産の有効活用 |
| ◇団体運営補助金等の見直し | ◇滞納金の整理強化 |
| ◇受益者負担の適正化 | ◇ふるさと納税の推進 |
| ◇民間能力の活用 | ◇公共施設等管理計画の策定 |

重点事項2 「定員管理・給与の適正化と組織・機構の見直し」

厳しい財政状況の下、人件費の抑制は、地方公共団体にとって、重要な課題となっています。人件費の抑制を行いつつ、定員モデル職員数、類似団体別職員数を参考に事務事業の質的量的分析を行い、重要課題へ柔軟な対応ができる組織機構と職員配置に努めます。

【取組項目】

- ◇職員定数の適正化
- ◇職員給与等の適正化
- ◇グループ制の機能の充実
- ◇組織・機能の見直し

重点事項3 「人材の育成」

行政環境の変化に対応できる能力と意欲のある職員、住民の目線に立って考える職員、町民に信頼される職員の育成に努めます。

職員の能力開発を計画的に推進するため、適材適所の職場配置、職場研修、専門的研修及び民間研修を行うとともに、幅広い見識を養うため、国・道・他市町村等との人事交流を推進します。

職員の意識を喚起させる手法として導入している人事評価制度の定着を図り、組織全体の活性化につなげます。

地域おこし協力隊等の外部人材を採用し、民間の感覚を身につける職員養成を図ります。

【取組項目】

- ◇職員の資質向上
- ◇職員の意識改革
- ◇多様な人材の活用

重点事項4 「情報発信の促進と行政サービスの向上」

町民と行政が信頼関係を結び、お互いを理解し、協働していくための基礎となる行政情報について、文書の保存から廃棄に至る文書管理システムの徹底に努めるほか、情報媒体としてのホームページの一層の充実を図ります。

また、住民への説明責任を果たすとともに、町政への参画を促進するため、全庁的に統一したパブリックコメント制度の導入を図ります。

多様な世代に対応するため、町税・公共料金の新たな納付方法を検討し利便性の向上を図ります。

【取組項目】

- ◇文書管理システムの徹底
- ◇情報化の推進
- ◇パブリックコメント制度の導入
- ◇町税・公共料金の納付方法の充実

Ⅲ 行政改革の推進方法

1. 実施期間

平成27年度を初年度として、平成29年度までの3年間を実施期間とします。

2. 具体的な取り組み項目と推進計画

この大綱に基づく、各課での具体的な取り組み項目について、推進計画を策定します。また、推進計画は毎年度見直しを行います。

3. 推進体制

「土幌町行政改革推進本部」が中心となり、実施計画の各取り組み事項については、町民の理解を得ながら、全職員が一丸となって積極的かつ計画的に推進します。

4. チェック体制

この大綱と大綱に基づく取り組み項目については、「土幌町行政改革推進本部」でチェックを行うとともに、町民代表からなる「土幌町行政改革推進委員会」に図り、その意見を求め、より実りある行財政改革となるよう努めます。

また、広報・ホームページを通じて、町民に推進状況等の報告を行います。